

令和3年度 第1回鴨川市立国保病院運営協議会 会議録

日 時 令和3年5月12日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで

場 所 鴨川市立国保病院 会議室

出席委員 7名

川崎浩之(会長)、本吉正和(副会長)、金井 輝、黒野 隆、石井千枝
池田幹雄、石井一巳

事務局 市長 長谷川孝夫

副市長 平川 潔

経営企画部長 大久保孝雄、健康福祉部長 牛村隆一

健康推進課長 角田 守

病院長 小山照幸、看護師長 丸山陽子、経営統括支援員 大橋 恵子

次長 渡邊 賢次、係長 吉田泰行、主査 吉田寛和、主査 浦邊彰紀

傍聴者 4名

会 議

1 開会

(事務局)

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

はじめに資料の確認をお願いいたします。

(資料の確認)

本日の会議は、お手元の「次第」に従いまして、進めさせていただきます。

会議は、本市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に従いまして、公開させていただいておりますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

また、会議録作成のため録音させていただいておりますので、合わせてご了承ください。

はじめに市長よりごあいさつを申し上げます。

2 委嘱状の交付

(事務局)

本日は、会議に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきます。恐れ入りますが、自席にてお受け取り下さい。

(市長から委嘱状を交付する。)

(事務局)

続きまして、今回、新たに委員の委嘱をさせていただきましたので、皆様のご紹介をさせ

ていただきます。

まず、市議会選出委員として、川崎 浩之委員でございます。本吉 正和委員でございます。

次に医師会委員として、東条病院等を運営されております、金井 輝委員でございます。天津で黒野病院を運営されております、黒野 隆委員でございます。

次に識見を有する委員の皆様です。鴨川市教育委員、石井 千枝委員でございます。長狭地区健康推進協議会 会長、池田 幹雄委員でございます。鴨川市社会福祉協議会 会長、石井 一巳委員でございます。

以上、当協議会は7名の委員の皆様による構成となります。令和5年3月31日までの任期中、どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

始めに市長より、ご挨拶を申し上げます。

3 市長あいさつ

(市長)

皆様、こんにちは。市長の長谷川でございます。

去る3月の鴨川市長選挙で、市民の皆様のご負託を頂き、3月13日から市政を担わせて頂くこととなりました。希望に満ちた新しい鴨川を目指し、市民が主役の市政運営を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

本日は、令和3年度第1回国保病院運営協議会を開催させて頂きましたところ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には会議に先立ち委嘱状を交付させて頂きましたが、委員就任にあたり、ご快諾を頂き感謝申し上げます。委員皆様からのご意見を頂きながら、しっかりと病院運営を行ってまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

さて、国保病院では、令和元年9月から新病院建設事業を進めてまいりましたが、4月26日付けで、千葉県知事から新病院開院の許可を得て、旧病院から新病院への引越し作業を行いました。この間、旧病院に入院中の42名の方々も、無事に新病院に移られ、5月1日からは、外来診療を開始し、本格的に病院として動き始めたところでございます。

この開院に至るまでの間、本運営協議会委員の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力により、このように開院の運びとなりましたこと、厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、新病院が開院したとはいえ、病院の業務が軌道に乗るまでには、実際に運営を開始した中で見えてくる課題等もあろうかと思っております。これらを点検、確認し、一つ一つ改善を図り、国保病院を利用される方々へのサービスの向上、満足度をしっかり高めてまいりたいと考えております。

また、この国保病院は、70年余りの歴史ある「地域に愛され必要とされる病院」として、地域とのつながりを大切に、地域とともに歩んできた病院であります。こうした思いを新病院へ継承していけるよう、本年4月に着任した小山照幸病院長はじめ職員一同、病院運営に最大限努めてまいりますので、委員の皆様には、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願

い申し上げます。

このあと、議事の詳細につきましては、お手元に配付の資料によりまして、事務局より説明致しますので、皆様には、それぞれのお立場から、ご意見等を頂きますようお願い申し上げます、開会にあたってのあいさつと致します。

4 会長、副会長の選出

(事務局)

ありがとうございました。

次に、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。その間、座長を市長をお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

(事務局)

それでは、市長、お願いします。

(市 長)

それでは、本会におけます会長、副会長が選出されるまで、座長を務めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

鴨川市附属機関設置条例第4条第1項により「会長又は委員長及び副会長又は副委員長は、委員の互選により定める。」とされております。

いかが致しましょうか。ご意見がございましたらお願いいたします。

(市 長)

ないようでしたら、事務局に案がございますので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

会長に川崎委員、副会長に本吉委員でいかがでしょうか。

(市 長)

ただいま、会長に川崎 浩之委員、副会長に本吉 正和委員とのご意見がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議無しの声)

(市 長)

それでは、決定させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

それでは、川崎会長は会長席にご移動をお願いします。

(会長、副会長挨拶)

(事務局)

ありがとうございました。以降は、鴨川市附属機関設置条例 第5条 第1項の規定によりまして、会長に議長として進行していただきます。

それでは、川崎会長、よろしく申し上げます。

5 議事

(川崎会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議録の確認については、名簿順に金井委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

これより議事に入ります。

はじめに、「新病院の概要 及び 令和3年度 病院運営方針等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

議事の1点目、新病院の概要及び令和3年度病院運営方針等について、ご説明させていただきます。資料1とあわせて、お手元に配付を致しましたB5版・三つ折りの新病院パンフレットをご覧ください。

令和元年9月に着工し、新型コロナウイルス感染症の陽性者が工事現場で確認されたことなどから、工期延長などもありましたが、17.5か月の工期をもって令和3年2月28日に鴨川市立国保病院建設事業1期工事が完了致しました。その後、準備、移転を経て開院致しました新病院の概要につきましては、お手元の資料にありますとおり、構造種別は、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造りの地上3階建て、延床面積は、旧病院の1.47倍の5,112.15平方メートル。

そして、一般病棟は、回復期の地域包括ケア病床52床。長期利用の療養病棟は18床の計70床でございます、旧病院と病床数は同じでございます。

特徴と致しましては、70床のうち、個室が64室で、個室全てにトイレを設置しております。

次に、中段の新病院開院日でございますが、この新病院は、先ほど市長からのあいさつにもありましたように、令和3年4月26日に千葉県知事から病院としての許可をいただき、5月1日に外来診療を開始致しました。

これまで紙カルテで診療しておりましたが、新病院では、電子カルテをはじめ、院内では、薬剤、検査、栄養、医事・会計に至るまで、医療情報ネットワークシステムを導入させていただき、運営を開始致しました。

次に、診療科目は、内科、小児科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、歯科など12科。旧病院と診療科目に変更はありません。

次に、併設した機関として、新たに「地域包括ケアセンター」を設置致しました。

これは、これまで旧病院でも行っておりました在宅支援を行う訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護のほか、介護サービスのケアマネジャーやホームヘルパーの事業所、入退院や介護サービスの利用調整を行う医療介護連携支援室、福祉の総合相談を行うセンター機能を集約しまして、この5月1日から包括的な支援機能を有するセンターと致したところでございます。

次に、下段は、職員数、職員構成でございます。

令和3年4月1日現在、正職員、非常勤の会計年度任用職員をあわせ、129名のほか、鴨川市シルバー人材センターからの派遣職員2名がおります。このうち、主な職員構成は、常勤では、医師5名、歯科医師2名、薬剤師は2名、看護師・准看護師は計39名、臨床検査技師2名、放射線技師2名、理学療法士5名、作業療法士1名でございます。

次に、2ページをお開き願います。

鴨川市立国保病院の令和3年度の運営方針等でございますが、新病院開院による円滑な病院運営に取り組むとともに、旧病院の解体・外構工事を行う鴨川市立国保病院建設事業(2期工事)への着手。あわせて、リハビリテーションをはじめとする医療機能の充実強化を図るとともに、経営改革推進による収支改善、さらには医療や介護、保健、福祉等の連携強化による地域包括ケアシステム構築を重点に取り組むこととしております。

そして、この運営方針にもとづき、本年度の重点的な取り組みと致しましては、5点お示しをさせていただきました。

1点目は、「新病院開院による円滑な病院運営」でございます。

新病院開院後の診療体制及び窓口業務等を円滑に軌道に乗せ、患者・利用者へのサービスの向上・満足度を高めることとさせていただきます。

具体的には、(1)にありますように、電子カルテ等医療情報システム導入による外来、入院診療等における迅速かつ効率的な診療に加え、医事・会計も含めた環境を整えること。

(2)は、医師、看護師をはじめとする診療に必要な医療スタッフの適性配置及び確保。これは、新病院開院に伴い、旧病院とは構造的な違いから、働くスタッフの導線にも違いがございます。例えば、病棟では「個室」が増えたことによる入院されている方への対応、あるいは、外来、入院ともに医療機能ごとに、診療報酬上の算定に必要な看護配置基準のほか、専門職種の配置も、制度改正等により変わることもあります。このため、実際に、新病院開院となった中での病院運営上、必要な医療スタッフの適正配置及び確保を図ってまいります。

(3)は、診療体制を確保するための教育・研修の充実強化を図ること。これは、(2)とも関連致しますが、医療スタッフの適正配置と確保とともに、安全に医療を提供できるよう、医療技術の向上、感染症対策を含め、教育・研修を実施してまいります。特に、小山院長の専門であります「リハビリテーション」、また、丸山総師長が、これまで亀田総合病院で手掛けてきた看護教育の豊富な経験を活かし、教育・研修を行っていただくこととしております。

(4)として、窓口における会計時のカード決済の導入でございます。JCB、VISA、Mastercardなどございますが、近ごろは、入院されている方の離れて暮らすご家族が、入院費用の支払いに来院される場合、カードによる支払いをしたいとのご要望をいただくことが多くなってまいりましたことから、新病院開院に合わせて、カードによる支払いを可能と致したところでございます。こうした手続きのしやすい窓口業務に努めてまいります。

(5)として、入院されている方々への給食は、新病院開院と合わせ、地産地消の観点から、地元食材を極力仕入れ提供していくこととしております。特に、この度は、みんなみの里から食材を仕入れ、管理栄養士が献立のメニューづくりを行ってございまして、これを継続して実施してまいります。

(6)としまして病棟への見守りロボット導入に係る検討を開始致しました。病棟看護師の業務の負担軽減の観点から、病棟の各フロアを移動し、不特定多数の人が触れるドア等の消毒や病室内の見守りを行う人型のロボットでございしますが、現在、その効果を検証し、導入の有無を検討しているところでございます。

本日は、その検討しております「見守りロボット」を、会議終了後に、会議室を出たところに準備致しますので、ご覧いただきたく存じます。

以上で、1点目の新病院開院による円滑な病院運営の説明とさせていただきます。

次に、重点事項の2点目、「新病院建設事業（2期工事）」についてでございます。

新病院建設事業1期工事による新病院開院後は、2期工事として、旧病院の解体・外構工事として、駐車場整備133台と植栽、リハビリテーション棟の改修を行うこととしております。これについては、別添のA3横版、参考資料1の建設スケジュール表をあわせてご覧ください。

建設スケジュール欄の中段にありますように、2期工事は、公告、入札を、この後、令和3年5月から6月にかけて行う予定でおります。

この5月1日の外来診療開始に至るまで、新病院開院準備・移転の業務に時間を取られ、4月から5月にかけて行う予定でございました公告、入札の準備に1か月ほど遅れを生じたことから、このあと、5月から6月にかけて公告、入札を行ってまいります。

その後、落札業者が決まりましたならば、令和3年7月から令和4年1月までの7ヶ月の工期により、2期工事を行うこととしてございまして、この2期工事は、工事費、監理費を合わせ2億8,392万6千円をもって行う予定でおります。

また、お手元の資料1の備考欄には、新病院建設に係る1期工事、2期工事を合わせた総事業費を27億8千万円としておりますが、この総事業費に変更はなく、この総事業費の範囲内で2期工事を行う予定でおります。

次に、右側の3ページに移りまして、上段の「3 医療機能の充実強化」について、ご説明致します。

現行の診療科(12科)を維持しつつ、その中で、安房地域を基本とする医療圏及び市内医療機関間の役割分担のもとに、必要な医療について充実強化を図ることと致しまして、(1)として、1点目でも触れさせていただいた「リハビリテーションの充実強化」(2)として、外来診療の充実を図ること。

これには、市内眼科医院の休診に伴う「眼科診療に係る医療機器導入と診療日数を月に8日増やし診療の充実を図ること。あわせて、発達段階に応じた小児の外来診療について本年度は検討を行い、次年度にはこうした小児外来の診療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、重点的な取り組みの4点目は、「経営改革の推進」でございます。

新病院開院後の経営改革推進の一環として、病院事業における経営の安定化を図っていくことが必要であります。あわせて、本年度は、総務省の公立病院改革ガイドラインにもとづき、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とする「新鴨川市立国保病院改革プラン」の策定年度でありますため、この改革プランに盛り込む経営改革推進事項について検討するとともに、本年度から可能なものについては、着実に改革推進に取り組んでまいります。

このため、(1)は、「国保病院経営改革推進事業」に取り組むものでございまして、これは、ただいま申し上げました、総務省の公立病院改革ガイドラインに示されております取組事項を踏まえ、今後の新たな経営方針、経営目標を設定し、その中で経営の効率化、安房医療圏における県策定の地域医療構想を踏まえた役割の明確化、特に、医療機能のあり方や広域連携の必要性について検討を行い、その検討結果を踏まえ、今年度策定する「新鴨川市立国保病院改革プラン」に、具体的な取り組み事項を位置づけてまいりたいと考えております。

また、(2)にありますように、医療法人鉄蕉会との協定書にもとづく連携推進として重点事項の1点目、3点目と重複致しますが、国保病院職員の資質向上のための教育・研修、①リハビリテーションの機能強化、②医療機能に応じた看護体制強化に、取り組んでまいります。

そして、重点的な取り組みの5点目は、地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくりでございます。別添のA3横版、参考資料2の包括的支援体制(案)をあわせてご覧ください。

これは、参考資料2の上段にお示ししております、「福祉総合相談センター・長狭」につきましては、新病院に設置した在宅支援を行う地域包括ケアセンター内に設置しておりますが、この「福祉総合相談センター・長狭」を、市内及び安房地域、君津地域を視野に広域的な医療・介護の連携支援、子どもから高齢者に至るまで全世代を対象とした相談支援を行う機能強化型センターとするための検討を行いたいものでございます。

以上が、議事1点目の(1)、新病院の概要及び令和3年度病院運営方針等でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「新病院の概要 及び 令和3年度 病院運営方針等について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に「令和2年度 鴨川市 病院事業会計予算の繰越しについて」及び「令和3年度 鴨川市 病院事業会計 補正予算（第1号）について」を一括して議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

（牛村部長）

続きまして、(2)と(3)を一括してご説明させていただきます。

まず、(2) 令和2年度鴨川市病院事業会計予算の繰越しについて、ご説明致します。地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定には、年度内の契約行為をし、避け難い事故のため年度内に支払い義務が生じなかったものについては、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができるかとされております。この規定にもとづき、令和2年度に、鴨川市立国保病院建設事業1期工事を進めてきた中、新型コロナウイルス感染症の陽性者が、新病院の建設工事現場で確認され、工事に遅れを生じたことから、令和2年度内に旧病院から新病院への移転・引っ越し業務が完了しなかったことにより、この業務委託料を、令和3年度に繰り越しを致しました。

その概要と致しましては、資料2の上段にお示しさせていただいたように、事業名の「新病院移転事業」を、受注者である福山通運株式会社・営業部に、令和3年3月15日を履行期限として、業務委託をお願いしておりましたが、新病院建設事業の工事の遅れから、この履行期限を令和3年4月30日に変更させていただきました。これにより、令和2年度から、令和3年度へ、1,430万円繰り越しを致したところでございます。

なお、この概要は、事前に配付致しました資料3、令和2年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書に係る概要として、ご説明させていただいたものでございまして、資料3の繰越計算書につきましては、令和3年第2回市議会定例会へ報告するものでありますため、のちほど参考にご覧いただきたく存じます。

続いて、(3) 令和3年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。資料2の中段、令和3年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号)の概要をご覧ください。

この補正予算は、病院事業会計における資本的収入及び支出において、外来診療における眼科の医療機器を新たに導入するにあたり、収入及び支出にそれぞれ2,310万円を計上したため、下記のとおり予算を編成させていただきました。

まず、収入の部をご覧ください。下段の支出における医療機器等購入費2,310万円に係るもので、外来診療における眼科医療機器導入に伴う病院事業債2,310万円を計上したものです。

また、支出は、医療器械等購入費2,310万円とありますが、収入欄でもご説明致しましたように、外来診療の充実を図るため、眼科診察時に必要な医療機器を購入したいものでございます。この購入予定の眼科医療機器につきましては、資料2及び資料2の参考資料にありますように、緑内障などの視神経疾患全般、加齢黄斑変性症などの黄斑疾患全般の診断に不可欠な装置であります光干渉断層計や、眼球の前眼部や中間遮光体を見るもので、結膜、角

膜等を検査するスリットランプマイクロスコープ、また、糖尿病や静脈閉塞の眼底出血、緑内障の治療に不可欠なレーザー光凝固装置、裏面には、白内障、緑内障に係るレーザー手術装置、自動視野計、視力測定機器などでございます。

このように、眼科医療機器導入に至った経緯でございますが、鴨川市立国保病院では、これまで2回、第2、第4の木曜日の午後に眼科診療を行ってまいりましたが、市内の眼科医院の診療休止にともない、国保病院への受診者が増加したため、本年4月から毎週火曜日と水曜日を診察日として、8日追加し、これまでの2日と合わせ、月10日程度の眼科診療と致しました。

この診療日数拡大とともに、眼科受診者増に対応した診療環境の充実を図るため、今般、安房医師会の眼科専門医師の協力を得て、眼科医療機器を導入するに至ったものでございます。

なお、ただいま説明いたしました内容は、資料4、令和3年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。令和3年第2回市議会定例会に提案する議案概要でございますので、のちほど参考にご覧頂きたく存じます。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「令和2年度 鴨川市 病院事業会計予算の繰越しについて」及び「令和3年度 鴨川市 病院事業会計 補正予算(第1号)について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

それでは、承認することに決定いたしました。

6 その他

(川崎会長)

以上で議事は終了いたしました。「その他」で、何かありますか。

(川崎会長)

本日の議事は、すべて終了いたしました。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

7 閉会

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

閉会にあたりまして当院病院長の小山よりご挨拶を申し上げます。

(小山病院長挨拶)

本日はお忙しいところ会議にご出席いただき、多くの貴重なご意見を聞かせていただきましてありがとうございました。

2年ほど前に厚生労働省は、病院の再編統合、診療機能の縮小などの政策を進めている中、また鴨川市民の皆様の様々なご意見のある中で、前市長の強力な指導の下、このようなりっぱな病院に建て替えていただきました。鴨川市も、全国の地方都市が抱えている人口減少、少子高齢化が進んでおり、財政も切迫しており、現に当院も市を始め、いろいろなどころからお金を借りたり、補助金を得て運営しているところであります。

私の目下の取り組みは、経営改善と職員の労働環境の適正化を行う事が重要であると考えています。市民の皆様からは、市民病院に対する様々なご意見がありますが、実現が困難そうな夢ばかり描いていてもどうしようもありません。まずは、借金を効率よく返済し、健全な経営をすることが重要だと思います。

収益を増加させるという事に関しては、入院診療費を増加させる事が手堅いと思います。現在、当院は70床の病床があり、「地域包括ケア病棟」52床の稼働率を上げることが、収益の増加になります。しかし、現状は看護師数が不足しており、せっかく52床準備しているにも関わらず、患者を入院させることができません。病棟の構造上も、地域包括病棟が2階と3階に分かれてしまうため、看護体制が今まで通りにはいきません。病院の施設基準上、現在は、2階の病棟35床を稼働させるのが精一杯で、3階の17床をオープンすることはできません。

看護師数を増やして施設基準を満たさなければ、ベッドを利用できないと言うことです。今までは、鴨川市立病院ですので、市の規定により、職員の定員が決められており、人件費増加という観点から、増員を認めてもらえていなかったのではないかと思います。たしかに、単純に考えれば、増員により人件費は増加しますが、ベッド数の増加により、収益も上がります。せっかく立派な箱物を作っても、ベッドを使わずに空けておけば、収益は上がりません。

ではどのようにベッドを埋めるかという事ですが、入院患者については、亀田総合病院はじめ他医療機関と連携し、病状の安定している患者さんの紹介を得ることが可能となると思われれます。

今までは、紹介しづらかった面がありましたが、今回新しくなり、全室個室でもあり、患者さんも気持ち良く治療を受けることができる環境となりました。私の専門とするリハビリテーションは、今後の高齢化社会において非常に重要な領域であります。

また、唯一の市民病院と言うことで、市民の皆様、近隣住民の皆さまは多くのことを望まれると思いますが、ひとつの病院で急性期、回復期、生活期の何もかも行うというのは、相

当な設備、マンパワーを必要とし、無駄が大きいと思います。今や交通網も十分に整備され、鴨川市、安房地域の移動も便利になっており、ひとつのエリアの中で、それぞれの医療機関が役割分担をするということが重要あると思います。鴨川市には、亀田総合病院という大学病院にもひけをとらない大きな病院があり、24時間救急患者を受け入れています。車で15分の距離です。当院は、夜間休日の外来診療についても、看護師数の余裕がないため、医師ひとりで診察することになります。病棟から看護師を派遣することは保険診療上、施設基準違反になります。今回、電子カルテの導入により、看護師の記録もカルテ上に残るため、監査で指摘されれば、不正請求と見なされ、入院管理料を数ヶ月分返戻することにさえなります。また、検査が必要なときは、オンコールで技師を呼び出すことはできますが、病院に着くまでの時間、到着してから検査機器を準備する時間などを含めれば、待ち時間が長くなります。また技師は常勤一人ですので、翌日の勤務にも支障がでます。そのようなことを考えると、亀田総合病院の救急外来に行ってもらって検査をして、診断がつき、治療方針が決まったところで、当院で受け入れられる程度の治療内容であれば、当院に戻ってもらい、入院治療を行う。という方が、中途半端な処置をされるよりは、患者さんにとってメリットが非常に大きいと思います。

訪問診療、介護保険サービスについては、まだ詳しく勉強していませんが、地域住民が自宅で気持ちよく生活できるように、市と連携して、できることを増やしていければ良いなあと思っています。

私の考えていることの一部ではありますが、市民が安心して頼れる市民病院として長い間安定して運営していけるように、いろいろな方法を考えさせていただききたいと思いますので、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

(事務局)

次回の会議は、11月5日(金)を予定しております。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました